

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月11日
【会社名】	パス株式会社
【英訳名】	PATH corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柴田 励司
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
【電話番号】	03(6823)6011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 時田 匡二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
【電話番号】	03(6823)6011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 時田 匡二郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 9,514,985円 (新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,509,524,385円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び 当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	111,941個（新株予約権1個につき目的となる株式数は100株）
発行価額の総額	9,514,985円
発行価格	新株予約権1個につき85円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.85円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年3月28日（月）（注）1
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パス株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
払込期日	平成28年3月28日（月）（注）1
割当日	平成28年3月28日（月）（注）1
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神谷町支店

（注）1．パス株式会社第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成28年3月11日開催の当社取締役会決議によるものであります。

- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。
- 3．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなかったことといたします。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。
- 5．振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、11,194,100株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）ただし、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、134円とする。ただし、行使価額は第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前 行使価額} - \text{調整後 行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位

を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,509,524,385円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年3月28日から平成30年3月27日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 パス株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神谷町支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき85円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役CEOに一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,509,524,385	7,500,000	1,502,024,385

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額9,514,985円及び行使に際して払い込むべき金額1,500,009,400円の合計額であります。なお、本新株予約権が行使されない場合または本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2) [手取金の使途]」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用2,500,000円、登記費用、司法書士報酬、弁護士報酬等のその他諸費用として5,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
1 WEBメディアへの投資・運転資金	200百万円	平成28年4月～平成29年3月
2 上記 1に係る運転資金	100百万円	平成28年7月～平成29年3月
旅行事業の第1種旅行業登録及び運営費用	70百万円	平成28年4月～平成28年6月
1 通信販売事業のWEBの強化、海外展開資金	150百万円	平成28年7月～平成29年3月
2 通信販売事業の設備投資	100百万円	平成28年4月～平成28年6月
コミュニティサービス事業(注2)の海外展開	632百万円	平成28年7月～平成29年3月
既存事業及びコミュニティサービス事業の運転資金	250百万円	平成28年4月～平成29年3月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。
2. コミュニティサービス事業とは、『コミュニティ型マーケット』を実現するプラットフォームを提供・展開していく事業であります。また、『コミュニティ型マーケット』とは、「消費者が、自分が好きなモノを自分が帰属するコミュニティに紹介するマーケットプレイス及び特定のコミュニティに対して企業が自社の商品サービスを紹介できる仕組」のことであります。
3. 手取金の使途の優先順位は上記 から までの記載順となります。
4. 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。
- ・WEBメディアへの投資・運転資金

当社グループは、WEBメディア「Project DRESS」の運営に加え、その媒体を支持していただいている会員とのコミュニケーションの場(イベントやコミュニティ活動など)を持っていること、及び会員間のコミュニティ活動の活性化に成功していることによって強みを創出していると考えております。また、『DRESS』が展開する「部活」で培ったコミュニティ活動に必要な、コミュニティ組成や集客、会員間の活動が活性するためのイベント等の実施、会員へのフォローアップ等の運営ノウハウを広く展開していくことで、新たな会員基盤の獲得と、活性化したコミュニティ活動の創出につなげることができると考えております。

また、当社グループが展開する『コミュニティ型マーケット』は、会員に対してプラットフォーム上で商品やサービス、イベントを提案し、会員間の紹介やおすそめを通じて会員が商品やサービスを購入する、あるいはイベントに参加することによってプラットフォームとして収益をあげていくモデルです。会員が増えることで商品やサービスの提案先が増えることに繋がり、また会員間の紹介やおすそめが活性化することに繋がるため、プラットフォームとしての収益増に繋がってまいります。

そこで、会員増加のスピードを加速させるため、『DRESS』のターゲットと親和性の高い会員や利用者を抱えるWEBメディアを有する企業への資本参加または買収、若しくはWEBメディア自体の譲り受けを検討しており、候補企業の選定を進めております。本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち200百万円を当該資本参加または買収に関わる資金に見込み、仮に資本参加及び買収が不成立となった場合は、業務提携等自力での会員基盤拡大のための投資に資金を充当する予定であります。また100百万円を当該企業の会員情報をデータベース化するための資金、媒体制作費用、広告宣伝費用などの運転資金として充当する予定であります。

・旅行事業の第1種旅行業登録及び運営費用

第8回新株予約権の発行時に開示いたしました「第1種免許を取得している旅行事業者への資本参加及び買収」を継続して複数企業の検討をしております。しかしながら、当初想定しておりました企業規模や利益水準に合致しないとの判断から、上記の買収を断念し自力にて第1種旅行業の登録を目指すことといたしました。

これに伴い登録をするための旅行業法の規定による財産的基準を満たす必要があるため、調達した資金により子会社であるパス・トラベル株式会社への70百万円の増資を検討しております。また、第1種旅行業登録の完了(2016年6月末を目途に完了予定)後、企画旅行商品の開発及び販売による収益拡大のための人員確保、及びその運営費用のために充当いたします。

・通信販売事業のWEBの強化、海外展開資金及び設備投資

昨年買収いたしました通信販売事業の中核を担う子会社である株式会社マードゥレクス及び株式会社ジヴァスタジオの成長拡大に向け、DMセグメントにおける紙媒体からの既存顧客は維持しつつ、更なる成長が見込まれるWEBでの販売強化に軸足をシフトし、リマーケティング手法等によるリスティング広告の強化により新規顧客獲得のため、WEBサイトの改修、システム構築及びCRM強化費用として50百万円、東南アジア諸国からのインバウンド外国人旅行者によるインバウンド消費から新しい販路としてインバウンド消費に起因する現地での販売機会の拡大を追求して海外のチャネル開拓を図るため、日本企業の海外現地法人若しくは日本の商品を扱っている現地企業との取引を開始し、現地における広告・販促及び物流のための資金として100百万円を充当いたします。

また、連結子会社である株式会社マードゥレクスで展開している「エクスポーテ Ex:beaute」化粧品のブランド力向上及び新規顧客開拓施策の一環として、当社オフィスの一部をショールーム化することに伴う設備投資として約100百万円、更に全国の店頭販売用什器について経年による劣化が著しいことから全入れ替えを検討しており、それに伴う設備投資として約90百万円を見込んでおります。

・コミュニティサービス事業の海外展開

コミュニティサービス事業の更なる拡大のための施策として、複数の海外拠点を子会社に持ち、アウトバウンド及びインバウンドの両面における旅行者及びビジネス渡航者向けにサービスを提供している企業への資本参加及び買収等を検討しており、訪日旅行者との接点を活用して、訪日旅行者・ビジネス渡航者の会員基盤を海外で構築し、BtoC(個人顧客向け事業)、BtoB(法人顧客向け事業)の両面でサービスの展開を図り、使途として582百万円を買収資金として全額充当いたします。

また、3月中に設立予定の株式会社コムニタスへ増資する形式で中国におけるECモール(インターネット上の仮想商店街)の構築・運営を計画している企業との合併会社とする予定であり、その増資資金として50百万円を充当いたします。

・既存事業及びコミュニティサービス事業の運転資金

コンサルティング事業、決済代行業業、旅行事業、通信販売事業及びコミュニティサービス事業の運営に必要な1年分の運転資金として250百万円全額を充当する予定です。

なお、上記及びの資本参加及び買収等につきましては、平成28年末までに交渉を完了させる予定ですが、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画とおり進まない場合、資本参加及び買収等の完了が遅れる可能性があります。

また、現在検討している資本参加及び買収等が不成立となった場合は、M&AハウスやOakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別の候補先を探し、その資金として充当いたします。また、支出予定時期までに資本参加及び買収等が完了しなかった場合、または資本参加及び買収等を決定した場合は、その旨を速やかに開示いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社と以下の内容を契約する予定であります。

1. ロックアップ条項Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券()の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

2. 先買権条項

新株式発行等の手続当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

開示書類に記載された既発行の第4回新株予約権及び第7回新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

違反時の手続

当社が上記「新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かか

る本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との間で平成28年3月28日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第154期 (自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第155期第1四半期 (自平成27年4月1日至平成27年6月30日) 平成27年8月7日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第155期第2四半期 (自平成27年7月1日至平成27年9月30日) 平成27年11月6日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第155期第3四半期 (自平成27年10月1日至平成27年12月31日) 平成28年2月5日 関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式及び第8回新株予約権を保有しております。（平成28年3月11日現在において、当社普通株式：6,224,400株、第8回新株予約権：18,152個（潜在株式数：1,815,200株））
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成28年1月頃より、次年度の事業計画を策定していく過程において、新たな成長投資を計画しており、これを実現するためには資金が必要であるところ、平成27年6月12日締結の第8回新株予約権引受契約書のファースト・リフューザル条項に基づき、平成28年2月より、Oakキャピタル株式会社に対し当社の資金調達について相談してまいりました。Oakキャピタル株式会社は、当社が平成26年3月27日付で発行した新株式及び第6回新株予約権並びに平成27年6月12日付で発行した第8回新株予約権の割当先であり、当社の主要株主である筆頭株主でもあるため、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等を深く理解しております。

そのうえで、同社から当社既存株主の利益へ十分に配慮しながら資金の調達ができる第三者割当による新株予約権の発行を通じた事業資金投資の提案を頂きました。当社は、資金調達に際して、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解していただける割当予定先であることを重視しており、また既存株主の利益への配慮を充分に行いたいというニーズをもってまいりました。これらを勘案して検討を行った結果、最終的に本日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、新興市場に上場する企業並びに上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。Oakキャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為の資金として活かされていることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

d．割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は11,194,100株であります。

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成28年2月に行った当社と同社との協議の中で、同社は、当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、本新株予約権の行使の状況により一時的に50%以上の議決権割合を保有する可能性があるものの当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

また、Oakキャピタル株式会社は、平成28年2月29日現在、当社株式6,224,400株（発行済株式総数に対する割合は36.52%）を保有しておりますが、同社は、上記のとおり、親会社となる意思がないことから、第9回新株予約権の行使による当社株式の取得とそれ以前に取得した当社株式の取得簿価を勘案しながら、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式の保有方針も純投資であり、当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、かかる保有方針に変更はない旨確認しております。

Oakキャピタル株式会社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、同社の直近の保有資金から既に同社が決定している投資を実施しても、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を口頭で受けており、割当予定先の平成28年3月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、割当予定先が当該行使等に要する資金に対し現預金その他の流動資産を十分に保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

h. 特定引受人に関する事項

割当予定先であるOakキャピタル株式会社が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て同時に保有した場合に、下記の(a)の(c)に対する割合は、61.68% (小数第三位を四捨五入) となることから、割当予定先のOakキャピタル株式会社は特定引受人となります。

(a) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式(会社法244条の2第2項に規定する交付株式と
いいます。以下において同じ。)の株主となった場合に有することとなる議決権の数(当該交付株式の株主と
なった場合に有することとなる最も多い議決権の数とします。)

174,185個

(b) (a)の募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数

111,941個

(c) 当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主
の議決権の数

282,394個

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期すために第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役社長 野口真人)に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼いたしました。同社は発行会社及び割当予定先の行動に関してそれぞれから聴取した事項を踏まえて発行会社の行動(基本的に割当予定先の権利行使を待つ。)並びに割当予定先の権利行使行動(随時行使を行う。ただし、1度に行う権利行使数は、1回あたり600個(目的となる株式数は60,000株)とする。)及び株式売却動向(行使して得た株式は一定量(60,000株)ずつ売却し、全て売却した後、次の権利行使を行う。)について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成28年3月10日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート-0.184%)、ボラティリティ(96.32%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(約302,000株/日))等について一定の前提を置いて、権利行使価額(平成28年3月10日の終値と同額である134円)、権利行使期間(平成28年3月28日から平成30年3月27日まで)その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の公正価値を85円(1株当たり0.85円)と算定いたしました。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の発行価額を金85円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先

がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年3月10日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額の134円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、当該直前取引日までの1か月間の終値平均値118.95円に対して12.65%のプレミアム、当該直前取引日までの3か月間の終値平均値132.33円に対して1.26%のプレミアム、当該直前取引日までの6か月間の終値平均値165.34円に対して18.95%のディスカウントとなっております。

また、平成28年3月11日開催の当社取締役会において監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、発行価額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は11,194,100株(議決権の数は111,941個)であり、平成28年2月29日現在の当社の発行済株式総数17,045,900株(自己株式及び単元未満株式を除いた株式に係る議決権の数は平成27年9月30日現在の議決権数(164,857個)に、平成27年10月1日から平成28年2月29日までの間に、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式にかかる議決権数(5,596個)を加えた合計170,453個)に対して65.67%(前記の議決権の総数に対する割合は65.67%)となることから大幅な希薄化につながるようになります。

しかしながら、本新株予約権の発行による資金調達につきましては、資本参加や買収を含む投資・運転資金の調達を通じ、当社の既存事業とのシナジー創出による事業の強化と成長戦略に基づく新たな事業展開を通じた収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。また、発行する株式の希薄化の規模から流通市場における当社株式の株価に一定の影響を与える可能性は否定できませんが、割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は、当社の株式価値の向上を目指した純投資であるものの、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく旨の表明を頂いていることにより、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられます。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数11,194,100株に係る割当議決権数は111,941個となり、当社の総議決権数170,453個(平成27年9月30日現在の議決権数(164,857個)に、平成27年10月1日から平成28年2月29日までの間に、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式にかかる議決権数(5,596個)を加えた合計)に占める割合が65.67%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となり、かつ、本新株予約権の発行により、割当予定先のOakキャピタル株式会社が割り当てられた本新株予約権に係る割当議決権数を所有した場合に、その保有する議決権数は174,185個となり、会社法244条の2第1項に規定する特定引受人となります。従って、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
O a k キャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	6,224,400	36.52	17,418,500	61.68
株式会社ジークス	東京都渋谷区渋谷一丁目20番28号	646,000	3.79	646,000	2.29
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町一丁目2番10号	498,100	2.92	498,100	1.76
株式会社アトラス	京都府京都市下京区四条通西洞院東入郭巨山町18番地ヒラオカビル3階	150,000	0.88	150,000	0.53
諸橋 康裕	新潟県長岡市	123,700	0.73	123,700	0.44
玉川 昌範	石川県金沢市	123,400	0.72	123,400	0.44
佐藤 恭一	香川県さぬき市	104,800	0.61	104,800	0.37
小栗 健	愛知県津島市	99,300	0.58	99,300	0.35
株式会社三面大黒	東京都新宿区四谷四丁目6番1号	90,900	0.53	90,900	0.32
武井 誠子	東京都杉並区	86,000	0.50	86,000	0.31
計		8,146,600	47.79	19,340,700	68.49

(注) 1. 割当前の「所有株式数」は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しておりますが、O a k キャピタル株式会社の所有株式数については、平成28年2月29日現在の所有株式数を記載しております。また、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在の議決権数に平成27年10月1日から平成28年2月29日までの間に、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりO a k キャピタル株式会社が取得した当社株式にかかる議決権数(5,596個)を加えた数により、算定しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、前注記1.に基づく割当前の「所有株式数」の記載に、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合における本新株予約権の目的となる株式の数11,194,100株及びこれに係る議決権の数111,941個を加えた数によって算出しております。

3. 割当後については、割当予定先が本新株予約権の全てを行使したものと仮定して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

（特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由）

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は平成27年6月12日に発行された第8回新株予約権の行使により調達しました約10億円で化粧品の通信販売事業を営む株式会社マードゥレクス及び株式会社ジヴァスタジオの株式のそれぞれ51%を取得いたしました。当社はこれにより両社を合わせた売上高30億円規模の通信販売事業への参入を果たしました。

当社は当該通信販売事業への参入後に、平成26年12月、買収した株式会社g i f tが展開するメディア事業と融合させる「コミュニティサービス事業」を新規事業として当社の成長戦略の中核として開始しました。

当社は第8回新株予約権の発行による調達予定額15億円のうち、約10億円は行使により調達され上述のとおり買収による通信販売事業への参入に拠出され、残る未行使分約5億円でコミュニティサービス事業の展開に拠出する予定としておりましたが、世界同時株安に伴う国内株式市場の低迷により当社株価も第8回新株予約権の行使価額を大幅に下回る結果となり、当該未行使分約5億円については行使がなされておりません。

当社としましては成長戦略の中核的な位置づけとなるコミュニティサービス事業への積極投資を継続するため、第8回新株予約権の買い取り・消却を実施することとし、コミュニティサービス事業への投資を拡大させるべく新たに本新株予約権15億円を発行してコミュニティサービス事業への投資額も増額することといたしました。

() 当社グループの成長戦略及び事業戦略

当社グループの成長戦略及び事業戦略は、前述の通り、昨年買収した売上高30億円規模の通信販売の更なる事業拡大を目的として、メディア事業と通信販売事業を融合させた新分野として「コミュニティ型マーケット」の確立と成長拡大を図り、その新分野の拡大に伴い、既存の旅行事業との間で子会社である株式会社パス・トラベルへの送客や新たな企画旅行の実施といったシナジーを創出することによって、事業全体の成長と収益を生み出していくことです。また、「コミュニティ型マーケット」の確立を推進するにあたり、当社メディア事業の子会社である株式会社g i f tが展開しているWEBサイト「Project DRESS」、リアルコミュニティからなる会員基盤「DRESS部活」及び同社の通信販売機能である「DRESS Market」（旧「DRESS CLOSET」）を重要な機能として捉えており、それらの規模拡大、発展を促進してまいりました。具体的には平成27年9月に「Project DRESS」のリニューアルを実施し、「DRESS部活」につきましては平成28年2月現在、約30部活26,000人が活動し、その拠点は関西、名古屋、札幌、新潟、静岡、福岡など地方にも拡大するなど順調に拡大を続けております。

更に本年2月には、「DRESS部活」における部員のコミュニティ活動やイベント開催時における会費等徴収のシステムインフラ、部員による新商品の開発、さらには部員の自立・企業支援を行うクラウドファンディングポータルサイト「Act.DRESS」の提供を開始し、また本年3月中旬には、「Project DRESS」の会員や「DRESS部活」におけるリアルコミュニティ（部員）の趣味・趣向が色濃く反映された商品が集まったオンラインショッピングモール「DRESS Market」（旧「DRESS CLOSET」）の提供を開始いたします。

当社グループがこれまで実行してきた各種施策により、当社の成長戦略を推進するための基盤が整いつつあり、今後これらの基盤を活用して「コミュニティ型マーケット」の成長拡大を図っていくためには、「コミュニティ型マーケット」から収益を生み出す源泉となる会員基盤の飛躍的な拡大、通信販売事業において株式会社マードゥレクス及び株式会社ジヴァスタジオが展開する美容・健康関連商品の販売力強化、旅行事業においては「コミュニティ型マーケット」と親和性の高い企画旅行への参入、さらには当社が確立する「コミュニティ型マーケット」の仕組みを国内・国外問わず横展開させていくための取り組みが不可欠と考えております。

「コミュニティ型マーケット」から生み出される収益は、主に、従前からのオンラインショッピングモール（「DRESS Market」）における自社商品やサービスの販売収入、「DRESS Market」における出店者からの手数料収入、クラウドファンディングポータルサイト（「Act.DRESS」）におけるイベント及び企画旅行の手数料収入に加えて、来年度より新たに外販部署を社内に設け、広告主向けマーケティングソリューション（顧客商品・サービスのプロモーション支援やコミュニティ化支援など）や、提携先媒体企業向けマーケティングソリューションの営業代行やコミュニティイベントの運営代行業務を請け負うことによる受託収入といったサービスを展開してまいります。

これらの収益はコミュニティへの参加者数に依存しています。したがって、「コミュニティ型マーケット」における収益を拡大するためには、会員基盤の拡大が最も重要な施策となります。現状、当社グループが展開する「Project DRESS」、「DRESS部活」、「DRESS Market」等からなる会員数は2.6万人ですが、これを平成29年3月期末までに5万人にまで拡大し、併せて「Project DRESS」と親和性の高いメディアを外から獲得することにより、同期末までに合計30万人の会員基盤を構築することを計画しており、これらを達成するために、業務提携や資本提携等のアライアンスも検討しております。

() 今後の更なる成長資金の必要性

本新株予約権の発行により調達する資金を活用して、以下のとおりの3つの成長戦略及び事業戦略を実施してまいります。

[旅行事業における収益の拡大]

旅行事業は現在のところ、第3種旅行業登録により、主に法人や大学向けの手配旅行(業務渡航)を中心とした展開しております。旅行事業セグメントは今期より黒字化を達成しているとしているものの、海外商用・視察渡航などの需要動向は低迷しているため、今後の成長拡大に向けては、既存の固定顧客(法人・大学等約120社)や「コミュニティ型マーケット」から創出される旅行需要を積極的に取り込むため、第1種旅行業登録を行い、国内・海外の企画旅行等の取り扱いを開始する予定です。

これに伴い登録をするための旅行業法の規定による財産の基準を満たす必要があるため、調達した資金により子会社であるパス・トラベル株式会社への70百万円の増資を検討しております。また、第1種旅行業登録の完了(2016年6月末を目途に完了予定)後、企画旅行商品の開発及び販売による収益拡大のための人員確保、及びその運営費用のために充当いたします。

[通信販売事業における収益の拡大]

通信販売事業の収益は、効果的なプロモーション施策との相関が高いため、積極的な広告宣伝活動を行っていくとともに、認知を高める取り組みが必要となります。また、「エクスポーテEx:beaute」ブランド化粧品に関しては、「ブランドの世界観」を体感していただき、実際に「触れて」「試して」「実感」していただくことが、ブランド力の向上及び新規顧客の獲得につながる有効なアプローチとなるため、当社オフィスの一部をショールーム化し、以下の施策を実行する予定です。

- ・「エクスポーテEx:beaute」ブランド化粧品の展示、試用コーナーの設置
- ・メイク講習会等のイベント実施
- ・プレス向け新製品発表会の実施
- ・広告宣伝用スチール写真・ムービーの作成と機動的な情報発信

また、DMセグメントにおける紙媒体からの既存顧客は維持しつつ、更なる成長が見込まれるWEBでの販売強化に軸足をシフトし、リマーケティング手法等によるリスティング広告の強化により新規顧客を獲得してまいります。そのため、WEBサイトの改修、システム構築及びCRM強化費用として50百万円を充当いたします。

更に、既にDM・TV通信販売・店頭販売と3つの販路を有しておりますが、昨今の中国をはじめとする東南アジア諸国からのインバウンド外国人旅行者による購買の高まりにも着目し、当該インバウンド消費から新しい販路として海外のチャネル開拓を図るため、日本企業の海外現地法人若しくは日本の商品を扱っている現地企業との取引の開始を検討し、インバウンド消費に起因する現地での販売機会の拡大を追求してまいります。そのための現地における広告・販促費用及び物流費用資金として100百万円を充当いたします。

[今後の当社の中核事業となるコミュニティサービス事業の更なる基盤拡大]

当該中核事業の基盤拡大のための施策として、複数の海外拠点を子会社に持ち、アウトバウンド及びインバウンドの両面における旅行者及びビジネス渡航者向けにサービスを提供している企業への資本参加及び買収等を検討しており、訪日旅行者との接点を活用して、訪日旅行者・ビジネス渡航者の会員基盤を海外で構築し、BtoC(個人顧客向け事業)、BtoB(法人顧客向け事業)の両面でサービスの展開を図り、使途として582百万円を充当いたします。

また、3月中に設立予定の新会社へ増資する形式で中国におけるECモール(インターネット上の仮想商店街)の構築・運営を計画している企業との合併会社を設立する予定であり、『DRESS』で培った「DRESS Market」及び「Act.DRESS」のようなコミュニティモデル(組成・運営・活性化)の中国でのECモールへのサービスを提供し、また、情報としてあるコンテンツを当該モールに向け外販していくため、50百万円を充当いたします。

以上を踏まえ、未行使の第8回新株予約権(平成27年5月27日届出書提出 18,152個。行使価額286円。総額は519百万円)につきましては、現状の当社の株価水準等を総合的に勘案し割当先であるOakキャピタル株式会社と協議を行った結果、双方合意の上で、買取・消却すると同時に、本新株予約権の発行により上記の成長戦略及び事業戦略へ向けた成長投資を実施することいたしました。

() 本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

上記「(i) 今後の更なる成長資金の必要性」に記載した内容を進めるに当たり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを勘案した結果、当該事業戦略と計画の進展に合わせてOakキャピタル株式会社から新株予約権の行使がなされる旨を口頭にて了承を得ていること、新株予約権の発行は、新株式発行に比して急激な希薄化を抑制できること等を鑑み資金調達として本調達方法が最適な方法であると判断いたしました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

A. 金融機関からの借入

金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容及び継続企業の前提に関する注記の解消に至っていない現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。また、必要な調達資金全額を借入金によって賄った場合の返済や金利は、短期的なキャッシュ・フローを悪化させる恐れがあります。

B. 第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行の場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株あたりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。

C. 公募増資の方法による新株式発行

公募増資に関しては、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

D. 私募社債の発行

引受先が見ついている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっていること。具体的には、上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は134円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から11,194,100株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、ファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、これまで当社を含む複数の上場企業の株式や新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっており、割当先としての信頼感が高いこととともに、過去の当社の新株予約権の引受実績から見ても、当社株価が行使価額を大幅に下回らない限り、早期の行使が期待できること。

本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

<デメリットとなる要素>

本新株予約権の行使が進んだ場合、11,194,100株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使請求期間である、平成28年3月28日から平成30年3月27日までの2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること

既存の株主の皆様には本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行を通じた資金調達により、既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながるものと認識しております。

() 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権は、発行当初から行使価額は134円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から11,194,100株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、前記 第一部[証券情報] 第1[募集要項] 1[新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権)] (2)[新株予約権の内容等] 表中「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

本新株予約権の発行により、希薄化率が65.67%となり、かつ、Oakキャピタル株式会社が割り当てられた本新株予約権に係る割当議決権数を所有した場合に、その保有する議決権数は174,185個となり、会社法244条の2第1項に規定する特定引受人となります。従って、本新株予約権の発行には、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」または「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、時間的な制約を伴う「株主総会の決議などによる株主の意思確認」による方法ではなく「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。そこで当社は、経営者から一定程度の独立した者として、社外取締役の高橋義昭、社外監査役の木寅雅之及び社外監査役の西澤滋史の3名(以下「社外役員」といいます。)から、本新株予約権の発行についてその必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

そして、当社は、平成28年3月11日付で、社外役員より、大要、以下の から までに掲げる理由により、第三者割当による本新株予約権の発行は、当社中核事業であるコミュニティサービス事業の推進及び既存事業とのシナジー創出並びに既存事業の収益体質改善及び事業拡大の実現、ひいては経営の安定及び当社の企業価値の早期向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながると判断されるため、必要性及び相当性が認められるものとする旨の意見を書面により頂きました。

本件第三者割当により調達した資金の用途は、当社グループの成長戦略及び事業戦略の取り組みの実現に向けられるものであり、合理的であると判断されること(企業価値の向上につながる資金需要の存在が認められること)。

資金調達方法には様々な手法のある中において、本件第三者割当よりもより良い条件により資本性の資金調達を行うことは、現時点において難しいものと思料されること(他の資金調達方法との比較において本新株発行及び本新株予約権を発行することの合理性が認められること)。

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は平成28年2月29日現在の発行済株式総数に対し65.67%となり、大幅な希薄化につながることであり、しかしながら、本件第三者割当による資金調達を行うことで、既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上が期待されるから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断されること(発行数量及び希薄化規模の合理性)。

当社が、本件必要資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの用途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要であるところ、Oakキャピタル株式会社は、過去に当社の新株予約権の引受及び行使実績、当社筆頭株主として当社の事業モデル等に対する理解、純投資という保有方針や当社の経営に介入する意思がないこと等から、割当予定先としての合理性が認められること。

本新株予約権1個あたりの払込金額は、行使価額の決定方法や本新株予約権の諸条件を考慮して算定された第三者評価機関における算定結果である(合理的な公正価格と考えられる)評価額と同額と決定されており、第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当せず、発行手続は適法であると判断されること。

(3) 特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する監査役の意見

平成28年3月11日開催の当社取締役会において監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、当社の事業内容や今後の事業計画等、資金使途に照らして資金需要が見込まれること、本新株予約権の発行条件は資金使途に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件での発行に該当していないこと、Oakキャピタル株式会社の投資実績、当社の事業モデル等に対する理解と当社との関係及びその保有方針に照らして同社は割当予定先として相当であること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するOakキャピタル株式会社に対する本新株予約権の割当て及び同社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

以上の取締役会における検討及び監査役の意見内容を踏まえ、当社取締役会は本新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月11日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）
平成27年6月26日～ 平成28年3月11日	5,412,100	17,045,900	634,592	1,683,424

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書及び第26期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成28年3月11日）までの間に新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の提出日（平成28年3月11日）現在においてもその判断に変更はありません。

第9回新株予約権の割当予定先について

平成28年3月11日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第9回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式等の保有方針は純投資であり、第9回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していません。また、対応可能な限り市場に配慮しつつ市場動向を見ながら適時適切に当社株式を売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

資金調達について

平成28年3月11日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第9回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第9回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、この様な状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の経営戦略の遂行に支障をきたす可能性があります。

株式価値の希薄化について

平成28年3月11日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第9回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の平成28年2月29日現在の発行済株式総数は17,045,900株であり、第9回新株予約権の行使により11,194,100（議決権の個数111,941個）の新株式が発行されることになり、平成28年2月29日現在の当社の発行済普通株式総数17,045,900株（議決権の数は、平成27年9月30日現在の議決権数（164,857個）に、平成27年10月1日から平成28年2月29日までの間に、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式にかかる議決権数（5,596個）を加えた合計170,453個）に対して65.67%（前記の議決権の総数に対する割合は65.67%）の希薄化率となることから、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達により既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主様の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月11日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第26条第2項（取締役の責任免除）及び第36条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	54,863	150	-	（注）	可決 94.1
第2号議案	54,823	190	-	（注）	可決 94.1

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成27年7月24日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成27年7月24日開催の取締役会において、株式会社ジークス（以下「ジークス社」といいます。）、株式会社マードゥレクス（以下「マードゥレクス社」といいます。）及び株式会社ジヴァスタジオ（以下「ジヴァスタジオ社」といいます。）との間でジークス社が100%の発行済株式を保有するマードゥレクス社の株式のうち51%を譲り受けること及びジヴァスタジオ社の行う第三者割当増資を引き受けること等を含む出資契約書を締結し、マードゥレクス社及びジヴァスタジオ社を子会社化することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 取得対象子会社の概要
 （マードゥレクス社）

商号	株式会社マードゥレクス		
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前6-17-11		
代表者の氏名	代表取締役社長 前田 一人		
資本金の額	5,000万円		
純資産の額	186百万円（平成27年4月30日現在）		
総資産の額	1,170百万円（平成27年4月30日現在）		
事業の内容	化粧品ブランド“ エクスポーテ ”の企画開発・製造販売、ダイレクトマーケティングなど通信販売事業		
取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成25年4月期	平成26年4月期	平成27年4月期
売上高	2,241百万円	2,353百万円	2,262百万円
営業利益	61百万円	236百万円	100百万円
経常利益	50百万円	227百万円	94百万円
純利益	50百万円	175百万円	74百万円
取得対象子会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	代表取締役社長の前田一人氏、取締役の後藤健一氏は、当社子会社である株式会社PATHマーケットの取締役を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(ジヴァスタジオ社)

商号	株式会社ジヴァスタジオ		
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前6-17-11		
代表者の氏名	代表取締役社長 前田 一人		
資本金の額	1,000万円		
純資産の額	88百万円（平成27年4月30日現在）		
総資産の額	703百万円（平成27年4月30日現在）		
事業の内容	化粧品、健康食品、医薬部外品の企画開発・製造販売、卸売		
取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成25年4月期	平成26年4月期	平成27年4月期
売上高	2,470百万円	2,084百万円	1,940百万円
営業利益	27百万円	50百万円	59百万円
経常利益	18百万円	58百万円	68百万円
純利益	17百万円	51百万円	63百万円
取得対象子会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	代表取締役社長の前田一人氏、取締役の後藤健一氏は、当社子会社である株式会社PATHマーケットの取締役を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社の成長戦略並びに事業戦略は、通信販売事業とメディア事業を融合させた新分野の開拓をすることと、既存事業である決済代行事業と旅行事業の規模拡大を目指すことを戦略としております。

この度買収する2社は通信販売事業会社及び美容・健康関連商品の企画、開発、流通を手掛けており、同分野で長年に渡り蓄積したノウハウや実績を有しております。そのような事業会社を傘下に置くことで、当社の経営戦略を大きく加速させることが出来ると判断いたしました。

マドゥレクス社は、「女優肌」ファンデーションをはじめとした「エクスポーテEx:beaute」ブランド化粧品を中心に事業を展開しております。

またジヴァスタジオ社は、「美と健康」をキーワードとした商品の企画開発及び、TVショッピングを中心にカタログ、Web、ラジオ通信販売まで、幅広い販売チャネルによる事業を展開しており、当該2社の合算の直近業績は、売上高4,202百万円、営業利益は約41百万円となります。

当社は今後、当該2社の事業基盤やノウハウを活かし、顧客個別のニーズや趣向性、並びにライフスタイルに合わせた魅力ある商品を企画開発し、顧客満足度を高め、通信販売事業において独自のコミュニティ型マーケットを開拓してまいります。

また当該2社と、当社メディア事業の中核を担う子会社である株式会社giftが発刊する、女性向け月刊ファッション雑誌「DRESS」の読者層は重なる部分が大きく、株式会社giftが運営する通信販売サイト「DRESS CLOSET」との商品の企画開発、商流の拡大等の連携も見込めることから、当社既存事業とのシナジーが創出できるものと考えております。

この度の事業戦略推進により、早期に既存事業とのシナジーを生み出し、当社グループの成長と業績改善並びに企業価値向上に繋げてまいります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得価額

) マードレクス社株式の取得価額

現金による譲受けによる取得価額：約330百万円

当社自己株式処分(646,000株)の対価としての取得：約258百万円。なお、当社は、ジークス社とのマードレクス社株式取得対価の事後調整に係る合意に基づき、平成27年8月10日後の5事業年度以内に最大で750百万円の支払が行われる可能性があります。

デューデリジェンス費用等(概算額)：8百万円

合計(概算額)：596百万円(上記の事後調整が最大金額で行われたと仮定した場合には、1,346百万円)

) ジヴァスタジオ社株式の取得価額

第三者割当増資の引き受けによる取得価額 約130百万円

デューデリジェンス費用等(概算額) 7百万円

合計(概算額) 137百万円

(平成27年8月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成27年8月11日

(2) 当該事象の内容

個別

営業外費用(貸倒引当金繰入額 71,050千円)

当社は、当社の子会社である株式会社 g i f t に、平成27年6月29日に64,400千円を運転資金として貸付し、合計99,400千円を貸付しております。平成27年5月13日で「営業外費用(貸倒引当金繰入額)の計上に関するお知らせ」において開示しましたとおり、平成27年3月期通期に28,349千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。しかしながら、本日平成27年8月11日、監査法人と調整の結果、当該会社の債務超過が拡大しており、回収可能性が低いと判断の結果、平成28年3月期第1四半期に71,050千円を貸倒引当金繰入額として営業外費用に計上致しました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成28年3月期の個別決算において、営業外費用(貸倒引当金繰入額)を計上するものであり、当該貸倒引当金繰入額は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

（平成28年3月7日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

関係会社株式の評価減について

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年3月4日

(2) 当該事象の内容

当社は、平成27年8月11日付「個別業績の営業外費用（貸倒引当金繰入額）の計上に関するお知らせ」において開示しましたとおり、子会社である株式会社gift（以下、「当該連結子会社」といいます）への99.4百万円の貸付金に対し貸倒引当金繰入額を計上した後、追加の運転資金として140.6百万円を貸し付け、平成28年3月期第3四半期までに同額の貸倒引当金繰入額を計上し、累計で240百万円の貸付金全額に対し貸倒引当金繰入額を計上致しました。また、平成27年11月26日付「連結子会社の事業の一部廃止に関するお知らせ」において開示しましたとおり、当該連結子会社におきまして既に月刊誌『DRESS』の出版事業は廃止いたしております。事業廃止に伴う既存のWebサイト及びコミュニティ事業の運営につきましては、本年度内に新設子会社へ事業の全部を譲渡し、出版事業の債権及び債務の履行が完了次第、清算する方向で検討いたしております。この結果、当該連結子会社に対する債権につき、債務超過の状況であることから回収可能性が低いと判断し、これを放棄することいたしました。

また、当該連結子会社の株式につきまして、債務超過の状況であることから、「金融商品に関する会計基準」に基づき、平成28年3月期の当社個別決算において、52,324,959円の減損処理を行い、関係会社株式評価損として特別損失を計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

債権放棄額240百万円全額は、平成28年3月期第3四半期までに貸倒引当金を計上済みであります。なお、当該債権放棄及び当該連結子会社株式にかかる関係会社株式評価損は個別財務諸表のみで計上されるものであり、連結決算におきましては相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

パス株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため、当連結会計年度に行われた新株予約権の行使による増資を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成27年5月27日開催の取締役会決議において第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、平成27年6月12日に新株予約権に係る発行価額の総額の払込手続を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パス株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、パス株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6月26日

パス株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パス株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため、当事業年度に行われた新株予約権の行使による増資を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成27年5月27日開催の取締役会決議において第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、平成27年6月12日に新株予約権に係る発行価額の総額の払込手続を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

パス株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寛 悦 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、多額の営業損失及び四半期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため、新株予約権の行使による増資を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。